

## 第 12 回石岡市農業委員会総会会議録

1 開催年月日 令和 7 年 6 月 10 日（火）

2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1 階 会議室

3 出席委員

|      |         |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 水 谷 政 利 | 2 番  | 小 野 もと子 | 3 番  | 石 崎 吉 男 |
| 4 番  | 廣 瀬 栄   | 5 番  | 山 崎 美栄子 | 6 番  | 飯 村 伸 一 |
| 7 番  | 三 輪 正   | 8 番  | 高 橋 浩   | 9 番  | 萩 原 重 信 |
| 10 番 | 高 野 濟   | 11 番 | 山 口 和 明 | 12 番 | 栗 原 茂   |
| 13 番 | 本 図 孝   | 14 番 | 小 松 與 平 |      |         |

4 欠席委員

5 事務局 課長補佐 大和田 誠 係 長 山 本 茂 輝

### 6 審議議案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出の取消願について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 6 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について

### 7 会議の顛末

開 会 午後 3 時 13 分

議長）只今より、第 12 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 14 名ですので、

石岡市農業委員会会議規則第6条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名委員には、10番高野済委員、11番山口和明委員の2名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1班、水谷委員、山崎委員、高野委員、身内推進委員、高塚推進委員、2班、小野委員、三輪委員、本図委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

#### 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号2番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約121アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、2番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2 番については、許可することに決定いたします。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 3 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 233 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、3 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3 番については、許可することに決定いたします。続いて、4 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。4 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4 番については、許可することに決定いたします。続いて、5 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 5 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名で約 47 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、5 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。5 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5 番については、許可することに決定いたします。続いて、6 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 6 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 168 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、6 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。6 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6 番については、許可することに決定いたします。続いて、7 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 7 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名で約 56 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、7 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。7 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、8番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号9番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の約111アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後は、栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、9番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10 番については、許可することに決定いたします。続いて、11 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、11 番については、許可することに決定いたします。続いて、12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 12 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 11 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後は、栗を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、12 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、12 番については、許可することに決定いたします。続いて、13 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 13 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後に、水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、13 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、13 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、13 番については、許可することに決定いたします。続いて、14 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 14 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名で約 17 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、14 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。14 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、14 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、14 番については、許可することに決定いたします。続いて、15 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。15 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、15 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、15 番については、許可することに決定いたします。続いて、16 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 16 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 4 名で約 197 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、

所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、16番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。16番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、16番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、16番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号の16件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）

#### 事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農業規模を拡大するにあたり、近年資機材等の盗難が多発しているため、トラクター等の保管施設を建築したく、申請されたものです。なお、申請地の一部に物置小屋が建っており、始末書が添付されております。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号の申請については、許可するものと決定いたしました。次に、第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 3 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、現在実家に居住されておりますが、手狭なため、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、雨水浸透枳で宅地内浸透処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 1 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 3 号 2 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、日照等の条件も良く耕作予定のない本申請地に、太陽光発電設備を設置したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 2 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電等再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に対応するため、太陽光発電設備を設置したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設用地に適した本申請地を、有効利用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、農用地区域内農地で、農地法第5条第2項ただし書きに該当し、農用地利用集積計画において、指定された用途に供するために行われるものです。申請人は、酪農業を営んでおりますが、廃業した酪農牧場の設備及び牧場用地を利用して、事業拡大を図るべく、申請に及んだものです。なお、本申請地の一部を堆肥置場として使用してしまい、始末書が添付されております。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第5号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を非農地と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって6番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）本回委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 5 号 7 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、自身が住職を務める寺院において、以前、農地法の許可を得て寺院来訪者の駐車場を整備いたしましたが、今般、施餓鬼会、一般参拝者等の宗教的行事が集中すると、駐車スペースが不足し寺院傍の空き地に駐車する等、近隣住民に迷惑がかかるため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 7 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。7 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 8 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 8 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。8 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、８番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、９番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第３号９番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、非農地と高低差で分断された、小集団の農地であるため農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって９番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。９番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、９番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、９番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、１０番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第３号１０番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって１０番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。１０番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、１０番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 11 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、建設業を営んでおりますが、事業拡大にあたり既存の資材置場が狭隘なため、本社隣接地に資材置場を設置したく、申請に及んだものです。なお、申請地の一部に物置小屋が建っており、始末書が添付されております。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 11 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、11 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 12 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電施設を設置したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 12 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、12 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、13 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 13 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電施設を設置したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 13 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、13 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、13 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、14 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 14 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、申請に係る農地からおおむね 300 メートル以内に八郷総合支所が存しているため、農地区分は第 3 種農地と判断いたしました。申請人は、東北地方を中心に医薬品及び日用品等の販売店舗として営業されておりますが、今般、関東地方の出店において候補地を探していたところ、本申請地が最適地であると判断し申請に及んだものです。雨水は、敷地内に設置した雨水貯留槽に集め水路に放流します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 14 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。14 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、14 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、14 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、15 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 15 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、建設業を営んでおりますが、近年石岡市内での取引先、受注先が増えたことにより、新たな資材置場が必要になったため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 15 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。15 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、15 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、15 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第 3 号の 15 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 4 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号から第 6 号についてですが、内容は議案書 10 ページから 20 ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第 1 号から報告第 6 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、報告第1号から報告第6号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第12回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時55分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和7年6月10日

議事録署名人

議 長

10 番

11 番